

令和5年6月1日

1号認定 保護者 様

京丹後市立かぶと山こども園  
園長 藪下 和栄

## 気象警報発令時及び災害時の措置について

こども園では、教育委員会の通達による『警報発令時の保育措置についての定め』に基づき、災害時も合わせて、次のような対応をとっていますのでご承知下さい。

### ●波浪・高潮警報を除く警報発令時及び災害時の対応について

- ① 午前7時現在、「京丹後市」に警報が発令されている場合は、自宅待機とします。
- ② 午前7時を過ぎ、午前8時30分までに警報が発令された場合も、自宅待機とします。
- ③ 午前10時30分に警報が継続する場合は、休園とします。
- ④ 午前10時30分までに警報が解除された場合は、園の方から連絡します。
- ⑤ 台風、暴風雨などにより災害が発生したり、登園や保育に危険があると判断されたりする場合は、教育委員会、子ども未来課の指示を受けて自宅待機や休園となります。登園後、そのような事態になった場合は、園より各家庭に連絡しますのでよろしくお願ひします。

\* 警報発令についてその都度、園の方からは連絡しませんので、各ご家庭で警報の状況を確認してください。

\* 預かり保育児についても同様の扱いとなりますが、仕事等の都合上、保育を希望される場合は園へご連絡ください。

\* その他、分からないことがありましたら園までご連絡ください。

○ 1年間保存していただき、気象警報発令時及び災害時には、ご確認ください。